様式ＩＤ	NTAOHOD201010160

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表十二(十三) 令八・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

交付金等の該当号		1	第	E01		号		
交付金等の額 (円)		2	G01					
当期積立額		3	G02					
(3)の内訳	(3)のうち損金経理による積立額	4	G03					
	(3)のうち剰余金の処分による積立額	5	G04					
積立限度額の計算	(2)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	6	G05					
	所得基準額 (別表四「45の①」)－(11)－(別表四「27の①」)	7	G06					
	積立限度額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8	G07					
当期積立額のうち損金算入額 ((3)と(8)のうち少ない金額)		9	G08					

翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額 (円)	10	G09	
当期益金算入額	5年を経過した場合の益金算入額 (24の計)	11	G10	
	同上以外の場合による益金算入額 (25の計)＋(26の計)	12	G11	
	計 (11)＋(12)	13	G12	
	当期積立額のうち損金算入額 (9)	14	G13	
	期末農業経営基盤強化準備金の金額 (10)－(13)＋(14)	15	G14	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金	16	G15	
	差引 (16)－(15)	17	G16	
当期分	貸借対照表の取崩不足額 (13)－((3)－((16)－前期の(16)))	18	G17	
	積立限度超過額 (3)－(8)	19	G18	
	当期に生じた差額の合計額 (18)＋(19)	20	G19	
前期以前分	前期末における差額 (前期の(17))	21	G20	

益金算入額の計算

積立事業年度		元号 年 月 日	当初の積立額のうち損金算入額 22 (円)	期首現在の準備金額 23 (円)	当期益金算入額 5年を経過した場合 24 (円)	当期益金算入額 任意取崩し等の場合 25 (円)	当期益金算入額 (24)及び(25)以外の場合 26 (円)	翌期繰越額 (23)－(24)－(25)－(26) 27 (円)
自	N01		G21	G29	G36	G43	G50	
至	N02							
自	N03		G22	G30	G37	G44	G51	G57
至	N04							
自	N05		G23	G31	G38	G45	G52	G58
至	N06							
自	N07		G24	G32	G39	G46	G53	G59
至	N08							
自	N09		G25	G33	G40	G47	G54	G60
至	N10							
自	N11		G26	G34	G41	G48	G55	G61
至	N12							
当期分			G27					G62
計			G28	G35	G42	G49	G56	G63

Ⅱ 認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	28	E02					E03					E04					計	
	取得年月日	29		元号	年	月	日		元号	年	月	日		元号	年	月	日		
			N13					N14					N15						
	農用地等の取得価額 (円)	30	G64					G71					G78					G85	
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		31	G65					G72					G79					G86	
(31)の内訳	(31)のうち損金経理による金額	32	G66					G73					G80					G87	
	(31)のうち剰余金の処分による金額	33	G67					G74					G81					G88	
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額 5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (24の計)	34																G89	
	準備金等益金算入基準額 任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (25の計)	35																G90	
	準備金等益金算入基準額 (2)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額	36																G91	
	準備金等益金算入基準額 計 (34)＋(35)＋(36)	37																G92	
	所得基準額 (別表四「45の①」)－(9)－(11)－(別表四「27の①」)	38																G93	
	取得価額基準額 (30)－1円	39		①					②					③					①＋②＋③
			G68					G75					G82					G94	
	圧縮限度額 ((37)、(38)と(39)のうち少ない金額)	40																G95	
	個別資産の圧縮限度額	41	G69					G76					G83						
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 ((31)と(41)のうち少ない金額)		42		④					⑤					⑥					④＋⑤＋⑥
			G70					G77					G84					G96	